

所沢市 住民税非課税世帯重点支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰対策として令和6年度住民税非課税世帯を対象とした給付金 **(1世帯あたり3万円)** およびこども加算 **(対象児童1人あたり2万円)** を支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
※ただし、所沢市より支給予定通知または確認書が届いた方は申請書による申請は不要です。

給付金の支給額

給付の対象となる1世帯あたり **3万円**

給付の対象となる世帯の
対象児童1人あたり **2万円**

※給付は1世帯につき1回限りです。

給付金の支給時期

書類をご返送いただいたから、
1か月半から2か月程度が目安になります。

※提出日・提出内容により支給までの期間は異なります。

支給対象

支給対象となる世帯

基準日(令和6年12月13日)時点で所沢市に住民登録があり、かつ**世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税**である世帯。

※令和6年度住民税の申告がお済でない方がいる世帯は、給付金の申請前に住民税の申告が必要です。

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象となりません。

※単身世帯で申請書提出前に死亡した場合は、支給の対象となりません。

こども加算対象児童

基準日(令和6年12月13日)に左記支給対象となる世帯と同一世帯の**18歳以下**の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)。

※世帯主が18歳以下の児童本人となる場合は支給の対象にはなりません。

※以下の児童と生計が同一である場合は、申請により対象となる場合がありますので、所沢市給付金コールセンターまでご連絡ください。

- (1) 令和6年12月14日以降に生まれた新生児
- (2) 別居している18歳以下の児童

※申請書に必要事項を記入し、**令和7年4月30日(当日必着)**までに申請してください。

【提出先】〒981-3290 日本郵便株式会社 泉西郵便局 郵便私書箱第25号

TOPPAN株式会社 所沢市重点支援給付金事務センター

所沢市住民税非課税世帯重点支援給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

所沢市給付金コールセンター

0120-153-147

受付時間 **9:00~17:15**

※開設期間:令和7年2月10日(月)~5月30日(金)
※土・日・祝日を除きます。